

総務 有料広告事業導入に伴う使用料の規定追加

議案第二号
野田市行政財産使用料
条例の一部改正

〔提案理由〕 市の行政財産を広告媒体として活用した有料広告事業の導入に伴う使用料の額に関する規定を追加しようとするもの。

■委員 広告掲示の応募が複数あった場合の対応と契約期間等は。

□当局 広告掲示については、随時募集で先着順を基本としているため、応募が複数あるということはない。契約期間は行政財産の目的外使用で認めるため、年度単位で許可の更新をしていくことを基本としているが、月単位の更新もできる形にしている。

■委員 応募の中には望ましくない広告もあると思うが、そのような広告の排除について、どのように定めるのか。

□当局 広告掲載取扱要綱第三条の中で、広告掲載できない範囲を列挙しており、「法令等に反したは抵触するおそれのあるもの、公の秩序または善良の風俗に反するおそ

れのあるもの、市の公共性・中立性及びその品位を損なうおそれのあるもの、人権を侵害するおそれのあるもの、政治活動・宗教活動意見広告及び個人の宣伝に関するもの、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に掲げる営業に該当するものまたはこれに準ずるもの、貸金業の規制等に関する法律に規定する貸金業に関するもの、その他掲載する広告として適当ではないと市長が認めるもの」となっている。具体的には、広告を掲載する前に必ず市のほうに出してもらい、広告審査会で適正かどうかを審査する仕組みになっている。

◆本会議・全会一致で可決



梅郷駅東西連絡自由通路

環境経済

議案第五号
水槽付消防ポンプ自動車の購入

〔提案理由〕 車両の老朽化と自動車NOx・PM法により運用不可能となるため、常備消防用の水槽付消防ポンプ自動車一台を更新しようとするもの。

■委員 新しく購入する消防自動車の水槽タンクの大きさは。

□当局 容量は千五百リットルである。

■委員 車両総重量十一トンと書いてあるが、水をつぱい積んだ時の重さと考えてよいか。

□当局 そのとおりである。

■委員 今までの消防ポンプ自動車と比べて新しい機能を備えたものはあるのか。

□当局 装備として、電動のホースカーを積載している。車両については、ホイールベースを若干短くし、車両全長もわずかだが現在のものよりも短くなっている。

■委員 廃車となる車は、老朽化が一つの理由となっているが、何年度に購入したもののなか。

□当局 平成五年一月に購入している。

■委員 入札において、辞退が多い理由は。

□当局 第一回目の入札最低金額よりも低い金額で、第二回目を入札することができなかつたため、辞退する業者が多かつたと理解している。

■委員 市当局は、金額に大きな差が出た第一回目の入札結果をどう見ているか。

□当局 基本的には、入札の結果と考えているが、このポンプ車は部品等特殊な内容のものであり、調達ルートにさまざまな業者がかかわっているため、ある程度の金額の差はやむを得ないと考えている。

◆本会議・全会一致で可決



購入予定と同型の水槽付消防自動車

指定管理者として は一とふるを指定 文教福祉

議案第六号
野田市立あすなる職業指導所の指定管理者の指定

（提案理由） 野田市立あすなる職業指導所の指定管理者として、社会福祉法人は一とふるを指定しようとするもの。

■委員 選定委員会の際の評価項目と点数は。

□当局 基本的に他の施設の指定管理者の選定と共通するものが多いが、評価項目としては「利用者の平等利用が確保されること、施設の効用が最大限発揮されること、個人情報保護の適切な保護が図れること、緊急時の危機管理体制が確立されていること、有効な就労支援の提供が図られていること、有効な生活介護の提供が図られていること、衛生管理が適切であること、現金の取り扱い等の経理処理が適切に行われていること、管理経費の縮減が図られていること、事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力、人的能力を有していること」などである。採点結果

は、百点換算で七十二・九点である。

■委員 就労支援のための方策には、どのようなものが具体的に明記されているか。

□当局 具体的な方策として、指定管理者の候補者が一番に掲げているものはパンづくりを今の一・五倍にしたいという提案である。

■委員 引き継ぎ期間はどのくらいを考えているのか。

□当局 この議案が可決されれば、指定管理者、保護者会とそれぞれ協議していくことになり、基本的には一月から三月までの三カ月間を予定しており、十二月に引き継ぎのための補正予算の計上を考えている。

◆本会議・賛成多数で可決



あすなる職業指導所

建設 平成19年度水道事業決算を認定

認第三号
平成十九年度野田市水道事業決算認定

（提案理由） 地方公営企業法第三十条第四項の規定により市議会の認定に付するもの。

■委員 配水及び給水費の委託料の内容は。

□当局 メーター交換は、野田地域、関宿地域に分けて委託している。委託料は野田地域は五九〇二戸で一七二〇万四八八〇円、関宿地域が六一二戸で一八八万六一一五円である。

漏水修理当番についても野田地域、関宿地域に分けて委託しているが、同じ日に複数漏水が出た場合は、他の地域での修理もお願いしている。委託料は野田地域、関宿地域とも全く同じであり、二地域分を合わせた年間委託料は七九四万二七二円である。

■委員 無形固定資産明細書に電話加入権が一三九万円計上されている根拠は。

□当局 電話加入権は、電話を設置した場合の電話加入権あるいは設備投資した負担金、加入料、設置料で

ある。公営企業法ではこれを資産として計上することになっている。

■委員 資本的支出に前年まで開発費が入っていたと思うが、今年度皆減となっている理由は。

□当局 十八年度には紙ベースで管理していた配水管図及び給水管図をデジタル化し、効率よく管理できるシステムを開発する経費が計上されていたためである。

■委員 白鷺梅郷住宅地域給水申込の十九年度の見込み件数と給水申込納付金の納付件数は。また、給水の切り替え時期は。

□当局 白鷺梅郷住宅地域は十九年度から二十一年度までの三年計画で約八〇〇件を見込んでおり、そのうち十九年度は二八三件給水申込金が納付されている。実際には住宅が建てられてなく、更地や駐車場に使

ている所も件数に含まれているため、当初の予定より多くなっている。給水切り替え時期については二月末にはすべて市の水道が給水されている。

◆本会議・賛成多数で可決